

令和3年度公立甲賀病院組合行政監査報告書（第1四半期）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、公立甲賀病院組合の事務の執行につき行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 日時 令和3年7月26日（月）9時36分から
2. 場所 本院 診療棟3階 会議室3
3. 監査対象
公立甲賀病院組合一般会計
4. 監査委員
田中 暢太佳（識見を有する者）
小林 義典 （議会選出者）
5. 出席者
公立甲賀病院組合
会計管理者 岸村 守
事務局長 中尾 博志
6. 監査・方法
 - (1) 書類の審査
 - (2) 資料に基づく説明の聴取

7. 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

(1) 令和2年度行政監査における指摘事項と対応状況について

8. 監査結果

重点項目に関して、関係書類・諸帳簿等の提示を求めると共に、担当職員から説明を聴取し、監査を実施した結果は下記のとおりである。

- (1) 令和2年度の病院組合活動報告について、次年度に繰り越す課題一覧を作成し、提出されたい。
- (2) 障害発生時には、障害の内容、原因、再発防止策等の記載がある障害報告書のひな形を作成する等、統一された事務処理となるようルール化されたい。
- (3) 地方独立行政法人法上、設立団体が行うとされている事項に関する手順書が整備中であることから、完成次第確認させて頂く。
- (4) 昨年度評価委員からの法人事業報告に対する指摘事項の改善状況について報告願いたい。
- (5) 病院組合議会議員定数削減の必要性を検討するかどうかに関しては、継続協議との報告であった。進捗があれば報告願いたい。
- (6) 法人の危機管理対応に関する病院組合の関与について、マニュアルを整備中とのことであるので完成次第確認させて頂く。
- (7) 病院組合事務局長事務局長不在時における組合事務の運用方法に関して、規則改正を含め検討中とのことである。組合運営に支障が出ないよう対応されたい。
- (8) 組合金庫の暗証番号の変更ルールを作成すべきである。
- (9) 公印印影の使用ルールを明確にし、職員証の偽造等、印影の不正使用ができない仕組みの構築が必要である。
- (10) 公印印影の廃棄方法は裁断、焼却のみに限定すべきである。
- (11) 公印保管等の調査要領を作成中とのことであるので、調査要領が完成したら提出し、調査結果についても報告すること。

令和3年 7月26日

公立甲賀病院組合議会
議長 堀田 繁樹 様

監査委員

田中暢太



監査委員

小林義典

